

フロンティア・ワールド・インカム・ファンド

追加型投信／海外／債券

リフィニティブ・リッパ ファンド・アワード・ジャパン 2023

最優秀ファンド賞を受賞しました

「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド」は外部評価機関から優秀と評価され、『リフィニティブ・リッパ・ファンド・アワード・ジャパン 2023』において、最優秀ファンド賞を4年連続で受賞しました。

**REFINITIV LIPPER
FUND AWARDS**2023 WINNER
JAPAN

投資信託部門／債券型
エマージング グローバル LC
評価期間：10年

※評価期間(2012年12月末～2022年12月末)

← フォンドマネジャーからみなさまへ →

日頃より「フロンティア・ワールド・インカム・ファンド」(以下、当ファンド)をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。2022年は、ロシアのウクライナ侵攻などにより、食料品やエネルギーなどのインフレ率が大幅上昇し、各国中銀が金融引き締めを実施したため、エマージング債券市場は軟調な展開となりました。そのような環境のなか、投資対象各国に対するボトムアップリサーチに基づく国・通貨分散などを通じて強固なりスク管理を継続した当ファンドが高い評価を得られたことを大変光栄に思います。

当ファンドは、設定時より主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券への投資を通じて、運用資産の成長を目指してまいりました。当ファンドの実質的な運用を行うフランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド(FTIML社)は独自の分析手法を用いて特定のインデックスを意識せず、新興国の中から投資国を選択し、ポートフォリオを構築することで、分散効果を意識しながら運用を行っています。今後も、日々の市場環境の変化等に向き合いながらも、投資哲学を堅持し、投資家のみなさまの資産運用に貢献できるよう努めてまいります。

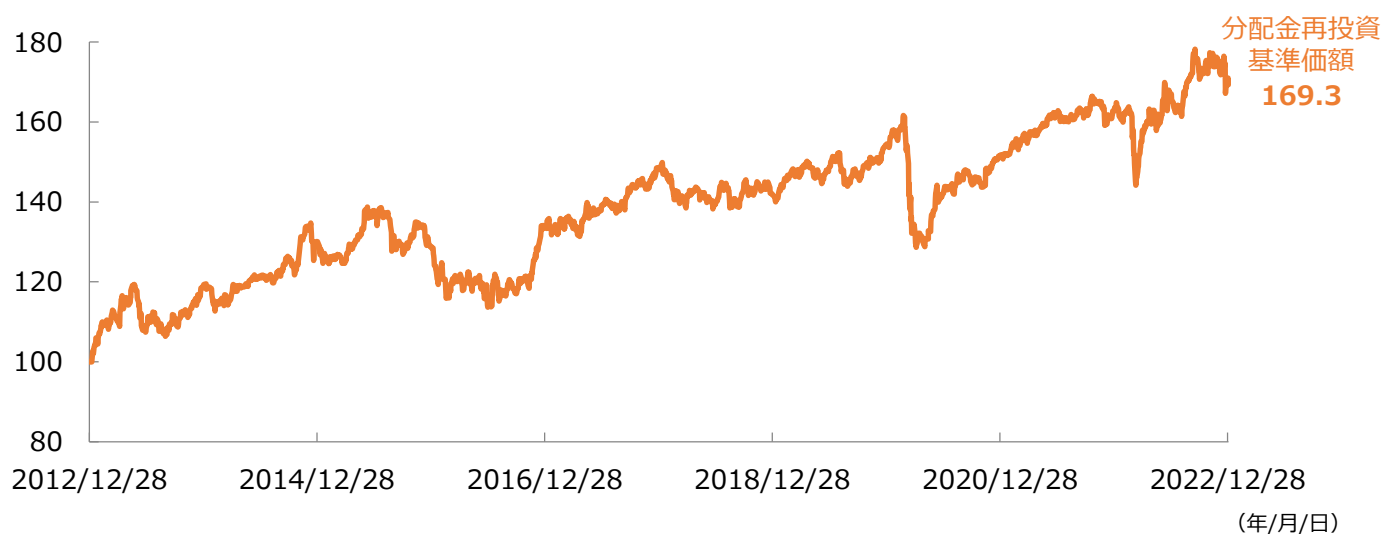
※上記は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。詳しくはP7をご確認ください。
また、上記見解は当資料の作成時点のものであり、市場環境の変動等により予告なく変更する場合があります。

P7の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

フロンティア・ワールド・インカム・ファンドの軌跡を振り返る

当ファンドはFTIML社の独自の分析を基に各国をスクリーニングしたうえで国・地域の配分比率を決定し、加えて先進国通貨建て債券か現地通貨建て債券かも選択するなど、さまざまなリスク分散を図りながら機動的にポートフォリオを構築しています。設定来よりエマージング債券市場は幾度も逆風が吹きましたが、一貫した投資哲学のもと、信託財産の成長を目指してきた結果、2022年12月30日時点の設定来の騰落率は111.38%（税引前分配金再投資ベース）となりました。

運用実績（2012年12月末～2022年12月末）

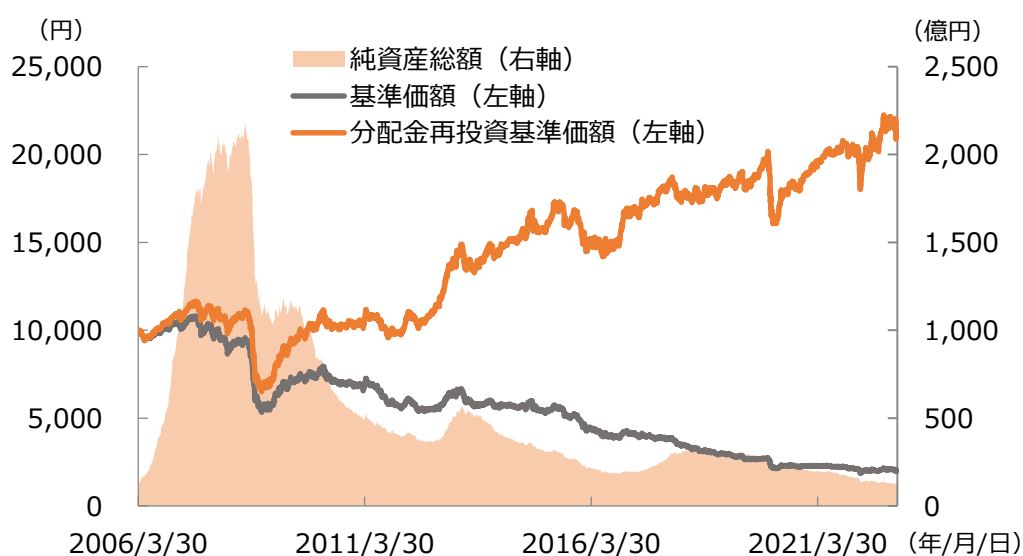


※期間：2012年12月28日～2022年12月30日（日次）

※2012年12月28日を100として指数化。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

設定来の運用実績



【騰落率】

1ヵ月	-3.29%
3ヵ月	-1.08%
6ヵ月	1.40%
1年	3.48%
3年	9.56%
5年	14.27%
10年	69.30%
15年	88.37%
設定来	111.38%

※期間：2006年3月30日（設定日前営業日）～2022年12月30日（日次）

※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。

※基準日：2022年12月30日

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと
して算出していますので、実際の投資家利回り
とは異なります。

※各期間は、基準日から過去に遡っています。ま
た設定来の騰落率については、設定当初の投
資元本をもとに計算しています。

※上記は過去の情報および運用実績であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

当ファンドは、主として外国籍の投資信託証券を通じて、新興国の政府または政府機関などが発行する債券に投資します。実質的に組み入れた債券の値動きや信用状況の変化、為替相場の変動などの影響により基準価額が変動しますので、これにより投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。これらの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 外国籍の投資信託証券を通じて、主として新興国の政府または政府機関などが発行する債券に実質的に投資します。

- ◆新興国とは、一般に経済が発展段階にあり、今後も更なる経済成長が期待できる国および地域を指し、エマージング諸国とも呼ばれています。
- ◆新興国債券は、先進国の国債などと比較して信用力が低い一方で、相対的に高い利回りが期待できます。

2. 主として外国籍の投資信託証券に投資し、一部で国内投資信託証券にも投資するファンド・オブ・ファンズです。

- ◆ケイマン諸島籍外国投資信託「フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンド」(以下「ボンド・ファンド」という場合があります。運用：フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッド)と国内投資信託「国内短期公社債マザーファンド」(運用：アセットマネジメントOne)に投資します。
- ◆各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、原則として、ボンド・ファンドの組入比率は90%程度以上とすることを基本とします。
- ◆投資信託証券に含まれる外貨建資産については、原則として当ファンドにおいて為替ヘッジを行いません。
- ◆ボンド・ファンドへの投資にあたっては、フランクリン テンプレトン インベストメント マネジメント リミテッドから投資助言および情報提供を受けます。
※ボンド・ファンドが、償還した場合または商品の同一性が失われた場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

フランクリン・テンプレトン・フロンティア・エマージング・マーケッツ・デット・ファンドの特色

- ・新興国の政府または政府機関などが発行する債券に主として投資します。
- ・米ドル、ユーロなど先進国通貨建ての債券に加え、純資産総額の50%までの範囲で新興国通貨建ての債券にも投資することで、収益機会の拡大を図ります。
- ・対円での為替ヘッジは原則として行いません。
※新興国政府が発行する債券と同等の投資効果を有する仕組債に投資する場合があります。

3. 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、収益の分配を行います。

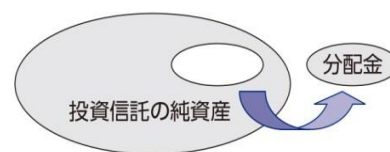
- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。
 - ◆分配金額は、経費控除後の利子・配当等収益を中心に安定した分配を継続的に行うことを目標に決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
 - ◆基準価額水準や市況動向などを勘案して、上記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



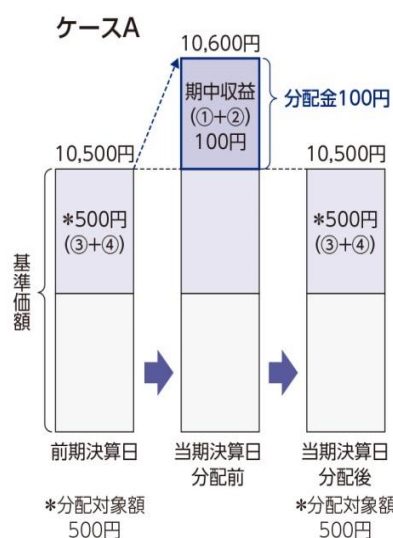
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

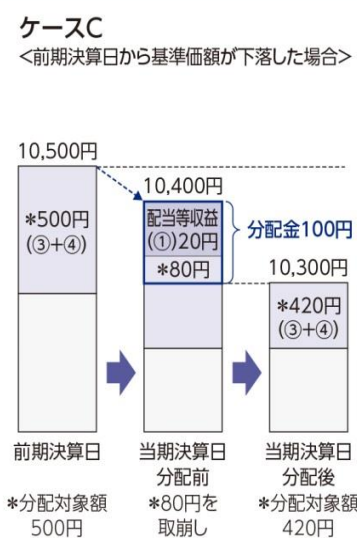
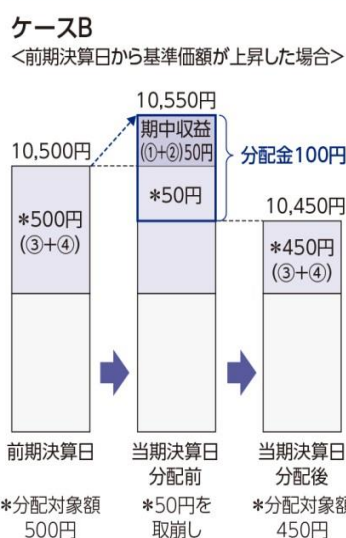
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



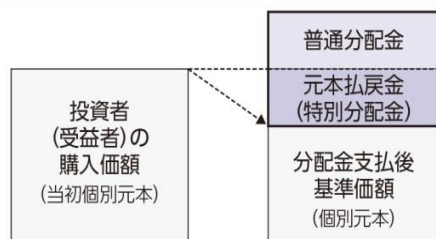
上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

- ★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

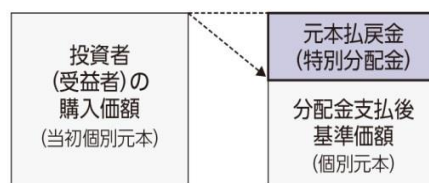
- ◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
 元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

新興国のリスク	新興国は、格付会社より投機的格付けを付与されている国が多く含まれ、当ファンドも投機的格付けに相当する国に実質的に投資します。また、新興国の多くは、第二次世界大戦後に債務不履行を経験しています。 新興国は、先進国に比べ政治経済情勢などが不安定であり、投資環境の急変により金融市場に混乱が生じる場合があります。 その結果、当ファンドの基準価額が予想外に大きく下落したり、運用方針に沿った運用が困難となることなども想定されます。
信用リスク	公社債などの信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該公社債などの価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは実質的に複数の国に分散投資しますが、特定国および特定地域における信用力の悪化、債務不履行などの発生が連鎖的に他の新興国に影響を与え、当ファンドの基準価額が著しく下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。また、当ファンドは新興国通貨建証券に実質的に投資を行うことから、為替変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	当ファンドが組み入れる投資信託証券における運用会社の運用の巧拙が、当ファンドの運用成果に大きな影響を及ぼします。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・シンガポールの銀行の休業日 ・ケイマンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2028年9月15日まで(2006年3月31日設定)
繰上償還	当ファンドが主要投資対象とする債券・ファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・債券・ファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・債券・ファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権の総口数が20億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	・実質的な負担:ファンドの日々の純資産総額に対して最大で 年率1.705%(税抜1.6%)程度 ※上記は債券・ファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・当ファンド:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.155%(税抜1.05%) ・投資対象とする外国投資信託:債券・ファンドの純資産総額に対して年率0.55%(上限) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※信託報酬には、当ファンドの投資顧問会社(フランクリン テンプルトン インベストメント マネジメント リミテッド)に対する投資顧問報酬(年率0.05%)が含まれます。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とする債券・ファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、外国投資信託の設定に関する費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

＜委託会社＞アセットマネジメントOne株式会社
 [ファンドの運用の指図を行う者]
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
 加入協会: 一般社団法人投資信託協会
 一般社団法人日本投資顧問業協会
 ＜受託会社＞三井住友信託銀行株式会社
 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]
 ＜販売会社＞販売会社一覧をご覧ください
 ＜投資顧問会社＞フランクリン テンプルトン インベストメント
 マネジメント リミテッド
 [委託会社に対して投資助言および情報提供
 などを行います。]

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
 コールセンター 0120-104-694
 (受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)
 ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

【外部評価機関の評価について】

リフィニティブ・リッパー・ファンド・アワードは毎年、多くのファンドのリスク調整後リターンを比較し、評価期間中のパフォーマンスが一貫して優れているファンドと運用会社を表彰いたします。

選定に際しては、「Lipper Leader Rating (リッパー・リーダー・レーティング) システム」の中の「コンシスタント・リターン(収益一貫性)」を用い、評価期間3年、5年、10年でリスク調整後のパフォーマンスを測定いたします。評価対象となる分類ごとに、コンシスタント・リターンが最も高いファンドにリフィニティブ・リッパー・ファンド・アワードが贈られます。詳しい情報は、lipperfundawards.comをご覧ください。Refinitiv Lipperは、本資料に含まれるデータの正確性・信頼性を確保するよう合理的な努力をしていますが、それらの正確性については保証しません。(評価基準日: 2022年12月末)

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。

2023年3月8日時点

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社みずほ銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第6号	○		○	○	
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○				
auカブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○		
永和証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第5号	○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○				
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○	○		
寿証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第7号	○				
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	
北洋証券株式会社	金融商品取引業者 北海道財務局長（金商）第1号	○				
立花証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第110号	○		○		
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○		○	○	
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○			○	
フィリップ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第127号	○		○		
西村証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第26号	○				
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○		○		
丸八証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第20号	○				
三津井証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第14号	○				
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○				
株式会社トマト銀行	登録金融機関 中国財務局長（登金）第11号	○				※1
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○			※1
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第24号	○	○			※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○				※1
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第169号	○				※1

以下は取次販売会社または金融商品仲介による販売会社です。

商号	登録番号等	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関 関東財務局長（登金）第10号	○		○		

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

（原則、金融機関コード順）